

【 1 女性の人権】

1 導入

日本国憲法は、第 14 条において、すべての国民が法の下に平等であって、政治的、経済的又は社会的関係において性別により差別してはならないとともに、第 24 条では、家族関係における男女平等を定めている。

2 現状と課題

現実には、「男は仕事、女は家庭」といった男女の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担を反映した制度・慣行等が、今なお根強く存在している。中でも、働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のためのひとつの手段であり、その権利は男女を問わず保障されるべきものであるにもかかわらず、女性の就労率（約 5 割）は男性（約 7 割）に比べ低く、就職にあたって「子どもの面倒をみてくれる場がない」、「家族の理解や協力が得られない」などの問題を多く抱えている。また、企業等において管理職に占める女性の割合は依然として低い状況にある。

また、女性に対する暴力は、女性の人権に対する重大な侵害行為であり、肉体的、精神的、性的又は心理的損害又は苦痛が結果的に生じるかもしくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力を含んでいる。京都市女性総合センター「ウィングス京都」における平成 15 年度（2003 年度）の相談件数のうち、暴力に関する相談が 29.4% を占めているだけでなく、本市が平成 11 年（1999 年）に実施した「女性への暴力に関する市民意識調査」において、実際に DV の被害経験を持つ女性が 32.1% に上っているなど、早期根絶を図るべき問題である。この他にもセクシャルハラスメント、ストーカー行為、児童買春など、様々な形の女性に関する暴力事案の発生や女性に対する暴力を助長する要因ともなる性の商品化や性情報の氾濫等が社会問題となっている。

3 動向

< 国際 >

昭和 50 年（1975 年）	「国際婦人年」
平成 7 年（1995 年）	「第 4 回世界女性会議」で「北京行動綱領」採択
平成 12 年（2000 年）	「女性 2000 年会議」開催、「成果文書」採択

< 国 >

昭和 52 年（1977 年）	「国内行動計画」策定
昭和 62 年（1987 年）	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定（1991 年改定）
平成 8 年（1996 年）	「男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成 11 年（1999 年）	「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」などの制度改正
平成 11 年（1999 年）	「男女共同参画基本法」施行
平成 12 年（2000 年）	「男女共同参画基本計画」策定
平成 12 年（2000 年）	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
平成 13 年（2001 年）	「男女共同参画局」設置
平成 13 年（2001 年）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行

< 市 >

昭和 57 年（1982 年）	「婦人問題解決のための京都市行動計画」策定
平成 4 年（1992 年）	「第 2 次京都市女性行動計画」策定
平成 14 年（2002 年）	「きょうと男女共同参画推進プラン」策定 （第 3 次京都市女性行動計画）
平成 15 年（2003 年）	「京都市男女共同参画推進条例」制定

4 本市の方策

(1) 理念

男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現していくことが必要であり、そのために、市民、事業者及び民間の団体に対し、男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動を積極的に進め、市民等の自主的な取組を促進する。

(2) 家庭と仕事

男女が性別によって不利な扱いをされることなく、安心して働き続けられるようにするとともに、家庭と仕事等との両立を図ることができることが必要である。雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等を図るため、事業者に対する男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動を積極的に進め、事業者の自主的な取組を促進する。

(3) 意思決定過程

男女が、あらゆる分野での政策・方針等意思決定過程に、対等なパートナーとして参画する等、個人として能力を発揮する機会が積極的に提供される必要がある。そのため、具体的な登用計画の策定によって、本市審議会等における女性委員の登用を進めるとともに、男女が共に様々な方針の決定に参画できるよう、企業、各種団体などの取組への支援に努める。

(4) 暴力

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、女性の人権尊重に向けた広報・啓発を強化するとともに、関係機関等との連携を通じて被害者の支援に努める。

(5) 学校教育

- すべての子どもが、男女を問わず等しく個性ある人間として尊重され、一人ひとりが自己の能力を十分発揮できる資質や能力の基礎を培うことを目指し、発達段階を踏まえた男女平等教育を推進するとともに、学校教育活動の中に、固定的な性別役割分担を反映した制度や慣行を温存、助長する面がないか、点検し、改善を図っていく。
- 子どもたちの性に関する意識や実態を的確に把握し、実態に即した性教育を、男女平等教育の一環として学校・家庭・地域の連携の下に推進していく。

(6) 保育

保育所においては、子どもの性差や個人差に留意しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植えつけることがないように配慮した保育を行う。

【 2 子どもの人権】

1 導入

平成 6 年(1994 年)批准された「児童の権利に関する条約」においても、子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として尊重されるとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で、「子どもの最善の利益」が考慮されるべきこと等が宣言されている。

2 現状と課題

(1) 児童虐待

近年、少子化や核家族化の進行による地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立化が進行し、家庭や地域の養育力が低下している。このような中、子育てをめぐる不安や葛藤から、育児ノイローゼや児童虐待などに至るケースが増加している。本市の児童相談所における虐待に係わる相談・通告受理件数も、ここ 5 年で、2 倍以上の増加を見せている。

児童虐待は、子どもたちの心と体に深い傷跡を残し、全国的には死亡に至る事例も発生していることから、深刻かつ重大な社会問題となっている。

(2) 少年非行

少年非行の問題についても、児童相談所に寄せられる非行に関する相談は、近年減少傾向にあるものの、社会的には、援助交際・薬物乱用・重大触法行為の増加ないし低年齢化などが大きく取り上げられているという深刻な現状でもある。

(3) 不登校、いじめ

学校においては、不登校児童生徒数は、平成 13 年度(2001 年度)を頂点に、若干ではあるが減少傾向にある。また、いじめについては、件数は横ばい傾向にあるが、いじめにつながる「悪質な悪戯・いやがらせ」は増加傾向にある。全体として、不登校・いじめについて依然として憂慮すべき状況が続いている。

3 動向

< 国際 >

平成元年(1989 年) 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(1994 年批准)

< 国 >

平成 11 年(1999 年) 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」策定

平成 12 年(2000 年) 「児童虐待の防止等に関する法律」

平成 14 年(2002 年) 「少子化対策プラスワン」

平成 15 年(2003 年) 「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」公布

「今後の不登校への対応の在り方について(不登校問題に関する調査研究協力者会議報告)」

平成 16 年(2004 年) 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」

「児童福祉法の一部を改正する法律」

< 市 >

平成 9 年(1997 年) 「京都市児童育成計画 京(みやこ)・子どもいきいきプラン」策定

平成 11 年(1999 年) 「家庭支援・子ども虐待防止への教職員手引書(心と体を救う)」作成

京都市不登校児童・生徒適応支援連絡協議会

平成 13 年(2001 年) 「子ども虐待早期解決を目指した教職員研修資料(心と体を救う)」

	作成
	「学びのパートナー」: 別室登校の児童生徒を対象に、学生ボランティアを派遣
平成 14 年(2002 年)	「京(みやこ)・子どもいきいきプラン・プラスワン」策定
平成 15 年(2003 年)	「子どもが虐待から身を守ることを目指した実践事例集(心と体を救う)」作成
	スクールカウンセラーの全中学校への配置
	「京都市教育相談総合センター(こども相談センター・パトナ)」開設
平成 16 年(2004 年)	新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン(仮称)」策定
	不登校生徒を対象とした洛風中学校を開校

4 本市の方策

一人ひとりの子どもたちのいのちと人権を守るには、子どもをひとりの人間として尊重し、次代を担う大切な存在として、周囲の大人たちが愛情のある温かな眼差しをもって、子どもたちの成長を見守り、関わっていくことが大切である。

(1) 虐待

児童虐待については、平成 16 年(2004 年)4 月、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、早期発見・早期対応にとどまらず、その予防や再発防止のための保護者の指導、虐待を受けた児童の自立への支援まで踏み込んだ対策を行うことが行政の責務とされた。本市においても、児童相談所が中心となり、「子ども虐待防止アクティブチーム」の設置により、早期発見・早期対応のための体制を確保するとともに、虐待問題に関するホームページの開設による啓発、親子関係の改善のための「子ども虐待ケアチーム」の設置等を行ってきた。

今後は、子どもの養育について問題を抱えながら、自ら支援を求めない家庭に対して、関係機関の連携のもとに家庭訪問による支援を行い、虐待の予防に向けた取組をさらに進めていく。

学校においては、その早期発見・早期対応に努めるとともに、児童虐待防止のための教育及び保護者啓発の一層の充実を図る。また、必要に応じ関係機関との連携を図り、個々の事例に応じてネットワークをつくり、「子どもの最善の利益」への配慮を基本理念として取組を進める。

(2) 非行児童

非行児童については、今後とも、学校等における人権教育の積極的な推進を図るとともに、児童相談所・学校・警察・弁護士会・家庭裁判所等の関係機関が連携を強化し、引き続き少年非行相談に対し、その子どもたちがさらに非行を重ねたり、深刻な状態に陥ることのないように、家庭・地域社会との連携・協力を得ながら、適切な取組を進めていく。

(3) いじめ、不登校

「いじめ」、「不登校」については、児童・生徒が生き生きと活動し、そこにいることの喜びや存在感を感じることでできる「心の居場所」づくり、自尊感情(セルフエスティーム)の向上や、自己実現を図っていく多様なスキルの獲得に向けての取組が必要である。

このため、各学校において組織的な生徒指導体制を活性化し、児童生徒との共感的な人間関係を構築することはもとより、中学校を中心に「スクールカウンセラー」を、小学校には「子どもと親の相談員」を配置しているほか、学生ボランティアを活用した「学びのパートナー」「ハートケア・ボランティア」事業などの「心の居場所づくり推進事業」を積極的に進め、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員へのコンサルテーションなど総合的に取り組んでいる。

また、平成 15 年(2003 年)4 月には、生徒指導と教育相談の総合力による子どもへの支援を進めるため、教育相談総合センター(こども相談センターパトナ)を開館し、教育相談体制のより一層の充実を図っている。さらには、国の構造改革特区制度を活用し、教育課程の弾

力化を図った、不登校生徒のための中学校「洛風中学校」を平成 16 年(2004 年)10 月に開校し、一人一人の状況に応じたきめ細かな学習活動を進めている。

こうした様々な取組の中で、子どもの行動の変化や不登校の兆候に対する危機感を共有し、適時かつ適切な教育・啓発や初期対応など、組織的な取組を推進する。

(4) 保育

生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期において、子どもたちが大人とのしっかりした信頼関係のもとで、自己肯定感を確立し、子ども同士の仲間意識・他者を認めていく意識を高めていくことを目指した保育を推進することで、「いじめ」をはじめとする子どもたちの人権に関わる課題に対処していく。

【 3 高齢者の人権】

1 導入

少子化,平均寿命の伸展による急速かつ著しい高齢化を背景に,寝たきりや認知症高齢者(痴ほう性高齢者)等,介護を要する高齢者や一人暮らしの高齢者が増加するなど,高齢者や家族を取り巻く社会環境は大きく変化している。

2 現状と課題

本市では,65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)が,政令指定都市の中でも2番目(平成12年国勢調査)に高く,65歳以上の高齢者のいる世帯数も総世帯数の約3割と急増している。また,子どもや孫と同居する三世帯世帯の割合は著しく減少するなど,核家族化の進行により家庭内で高齢者と子どもがふれあえる機会が減少している現状がある。

さらに,本市における高齢者人口に占める要介護(要支援)認定者数の割合は伸び続けており,平成14年10月現在で16.36%と,全国平均よりも高い状況にある。介護が必要な高齢者が増加する中で,介護が必要な期間の長期化,介護を行っている家族の高齢化等,介護疲れによる介護放棄や嫌がらせ,暴力行為等の様々な権利侵害が社会問題となっているとともに,介護の多くは妻や娘が担っており,女性に集中しているという現状がある。

3 動向

< 国際 >

- 平成3年(1991年) 「高齢者のための国連原則」
- 平成11年(1999年) 「国際高齢者年」決意
- 平成14年(2002年) 「第2回高齢化に関する世界会議」

< 国 >

- 平成6年(1994年) 「新・高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略の見直し(新ゴールドプラン)」
- 平成7年(1995年) 「高齢社会対策基本法」施行
- 平成11年(1999年) 「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」
- 平成12年(2000年) 「介護保険法」及び「民法(改正)」(成年後見制度)施行
- 平成13年(2001年) 「高齢社会対策大綱」(旧大綱は1996年)
「高齢者の居住の安定確保に関する法律」制定
- 平成15年(2003年) 「高齢者,身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」改正

< 市 >

- 昭和59年(1984年) 「京都市老人福祉中・長期計画」
- 平成4年(1992年) 「京都市高齢社会対策推進計画」
- 平成12年(2000年) 「京都市高齢者向け優良賃貸住宅制度」創設
- 平成15年(2003年) 「京都市民長寿すこやかプラン」
(京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画)
- 平成16年(2004年) 「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」制定

4 本市の方策

(1) 啓発

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識を十分に活かし,地域社会の中でいきいきと輝いて暮らせる真の長寿社会の実現のためには,すべての市民が長寿社会の諸問題を自分のものとして捉え,その理解と関心を深めることが必要であるため,各種広報媒体の活用や講演会等の事業を充実させる等,広報・啓発に努める。

(2) 虐待

介護者等による高齢者への虐待問題については、児童虐待と同様に早期介入など踏み込んだ対処が必要であり、虐待防止の体制等の法的整備について、国への要望を進めていく一方で、高齢者の権利擁護の中核施設である「京都市長寿すこやかセンター」や関係機関との連携を図りながら引き続き、総合的な支援、相談等の取組を進めていく。また、高齢者の虐待が重要な人権侵害であることについて正しい認識と理解を深めるための啓発活動を進める。

(3) 認知症高齢者

認知症高齢者や自己の判断能力が充分でない高齢者が安心して地域社会で生活できるよう、その権利や財産を守る権利擁護対策を推進する。とりわけ、認知症高齢者等の財産管理を含む人権擁護対策として、積極的に成年後見制度の普及啓発、利用促進を図るとともに、「2015年の高齢者介護」(厚生労働省)の報告書や今後の介護制度改革の動向を見据えて、高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて取り組んでいく。また、認知症(痴ほう症)に対する正しい知識と理解の普及に努め、認知症高齢者や家族が地域社会から孤立しないよう啓発活動を進める。

(4) 社会参加

高齢者が、健康で生きがいを持って自己の生活を主体的、積極的に築いていくことができるよう、社会参加の場を提供しつつ、さまざまな機会を活用して、高齢者の意識向上を促し、社会参加への意欲の高揚につなげるよう取組を進める。

(5) 介護予防

介護が必要となる状態になる前からの健康づくりや介護予防が重要であり、高齢者が生きがいを持って健康な生活を送ることができるよう、疾病予防のほか、身体機能の低下予防、機能訓練の充実など、保健、医療、福祉の各分野が連携し、介護予防の積極的な推進に取り組む。

(6) 生活環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で自らの自立した生活ができるよう、住宅施策と保健福祉施策との連携等による「すまいづくり」、ユニバーサルデザインに基づく「まちづくり」を進め、ハード・ソフトの両面から高齢者の生活環境づくりに取り組む。

また、「京都市公営住宅ストック総合活用計画」等に基づき、高齢者に配慮したハード整備を継続的に取り組んでいくが、高齢者が自立し、生きがいのある健やかな暮らしを実現するためのソフト的な支援についても取り組んでいく。

(7) 世代間の交流

全ての世代が理解し合い、助け合える世代間の連帯と活力に満ちた共生社会を創りあげていくために、本市や民間団体等による様々な世代が共に参加できる多様なイベントの開催等を促進するとともに、高齢者福祉施設の整備時における児童福祉施設等との合築・併設を検討する等、世代間が交流できる機会の提供に努める。

(8) 学校教育

- ・ 総合的な学習の時間での福祉をテーマにした学習や学校行事における高齢者との交流、高齢者福祉施設への訪問など、各学校それぞれで、高齢者に関わる取組を実施しており、今後とも地域と一層連携しながら取組を推進する。

- ・ 中学生がそれぞれの興味・関心に応じた奉仕活動・職場体験などに取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を中学校と総合養護学校で継続して実施し、中学生と高齢者との交流の機会を拡充する。

- ・ 高齢者をはじめとして、様々な職業や分野についての豊富な知識や経験、技能を有する

方々に、ボランティアとして学校の教育活動に協力していただくとともに、お住まいの校区以外の学校での学習を支援していただける方々を登録し、学校からの申請に基づき派遣するという「学校支援ボランティアのネットワーク化」をより一層推進する。

【4 障害者の人権】

1 導入

障害の有無にかかわらず、すべての市民が個人として厚く尊重され、いきいきと活動しながら、相互に支え合い安心してらせるまちづくりを推進する必要がある。

とりわけ、障害のある市民もない市民も共に同じように社会で生活していく共生社会の実現のため、お互いに多様な個性、価値観や生活のスタイルを認め合い、支え合って生活する気持ちを持つことが必要であり、すべての市民が障害や障害のある市民に対する正しい理解と認識を深め、お互いに人権を尊重しあう市民意識の高揚（「人権文化の構築」）を図る必要がある。

2 現状と課題

昭和 56 年(1981 年)の「国際障害者年」以降、各種の取組を通じて、ノーマライゼーションの理念は徐々に定着しつつあるが、平成 13 年(2001 年)10 月に実施した「京都市障害者実態調査」(身体・知的障害児者を対象)では、外出の際の問題点として、「道路や駅に階段や段差が多い」、「道路に障害物が多い」などの意見のほか、「障害のある人に理解と関心を持ってほしい」といった意見が依然として多く寄せられており、物理的な障害のほかに、無理解、無関心といった問題が依然として存在していることが分かる。

また、平成 13 年(2001 年)11 月に実施した「京都市精神保健福祉に関する調査」でも、「精神障害やてんかんに対する理解を深める活動」を要望する方が高い比率になっているとともに、地域生活をする上で「となり近所とのつきあい」に困っているという意見も多く、精神に障害のある市民を取り巻く地域社会において、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることが明らかになっている。

さらに、「京都市障害者実態調査」では、「障害のある人の権利を守る施策」を要望した人の比率が、身体障害児者で約 20%、知的障害児者で約 30%あった。平成 15 年度から障害者福祉サービスの一部が事業者との契約により利用する支援費制度に移行したことから、利用者保護が必要となっている。

自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)などの発達障害のある小中学生は、全児童生徒の約 6.3%と推定(文部科学省調査)されている。児童福祉センターでは、平成 7 年から自閉症発達外来を開設し、療育の普及に先進的に取り組んできているが、他の医療機関での取組が広まっていない現状において、多くの待機児童が生じている。学校教育分野においても、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の観点から、LD等による特別な教育的支援が必要な子どもたちの新しい教育支援システムの確立は、緊急を要する課題となっている。

3 動向

<国際>

昭和 56 年(1981 年) 「国際障害者年」決議

<国>

昭和 57 年(1982 年) 「障害者対策に関する長期計画」策定
平成 7 年(1995 年) 「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」策定
平成 14 年(2002 年) 「障害者基本計画」と「重点施策実施5か年計画」の策定
平成 16 年(2004 年) 「障害者基本法」改正

<市>

昭和 58 年(1983 年) 「国際障害者年京都市行動計画」策定
平成 4 年(1992 年) 「国際障害者年第2次京都市行動計画」策定
平成 8 年(1996 年) 「精神保健福祉法」の大都市特例施行
平成 10 年(1998 年) 「京都市障害者いきいきプラン」策定
平成 11 年(1999 年) 「京都市こころのふれあいプラン」策定

平成 11 年(1999 年)	養護育成教育の今後のあり方について～養護学校の再編に向けた基本的方向(報告)
平成 14 年(2002 年)	すべての養護学校に養護育成教育相談センターを開設(2004 年「総合育成支援教育相談センター(愛称:育 ^{はぐくみ} センター)」に改編し、同時に LD 等の児童・生徒への教育支援を行う「学校サポートチーム」を設置)
平成 15 年(2003 年)	「京都市障害者施策推進プラン」策定
平成 15 年(2003 年)	「学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等による教育的ニーズのある児童・生徒の指導の在り方について(提言)」(京都市特別支援教育専門家会議)
平成 16 年(2004 年)	北総合養護学校開校・総合養護学校再編・高等部職業学科開設、小・中学校全校に LD 等教育支援主任と LD 等教育支援委員会設置

4 本市の方策

- (1) 障害や障害者に対する無理解、無関心といった問題や、精神障害に関する誤った認識・偏見が未だ解消されたとはいえないことから、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある市民に関する理解を促進するため、幅広い市民参加による啓発活動を強力に推進していく。
- (2) 知的障害や精神障害のある市民の権利が守られ、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、成年後見制度や、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業の利用を促進するなど、権利擁護システムの充実を図っていく。
- (3) すべての人が等しく参加し、支え合って生きていくノーマライゼーション社会を目指し、手話通訳者、点訳奉仕員、障害者スポーツ指導者の養成講座等を実施するとともに、手話通訳者、要約筆記者の配置、録音図書等の貸出、対面朗読等の実施など、学習講座等における参加できる条件の整備を推進する。
- (4) 障害のある市民とない市民の協働と交流を促進するため、地域住民やボランティアと気軽に交流できる「こころのふれあい交流サロン」の運営や地域で生活する精神障害者を支えるための「こころの健康支援パートナー」の活動推進など、地域の人々とのふれあいやボランティア活動による支援が広がるよう取組を進める。
- (5) 障害のある市民が積極的に社会参加できるようにするため、建築、公共交通機関、道路、公園等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるよう、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン(あらかじめ、できる限りすべての人にとって使いやすい製品、建物、空間をデザインすること)の考え方に基づき、社会のあらゆる分野において誰もが障壁を感じる事のない生活環境をつくることを目指し、京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例(仮称)を制定する。
- (6) 精神に障害のある市民については、人権に配慮した医療が課題となっていることから、精神病院実地指導や精神医療審査会などにより適正な精神医療を確保するとともに、病状が安定して入院治療の必要がないにもかかわらず、地域における生活支援体制が十分でないなどの理由で入院を余儀なくされているいわゆる社会的入院者に退院促進支援を行うことで、精神に障害のある市民の自立を促進する。
- (7) 自閉症児者等に対する支援を総合的に行うため、自閉症・発達障害支援センターを設置し、児童福祉センターの自閉症発達外来などと十分連携しつつ、相談から療育、就労支援、啓発など、一貫した支援体制を構築する。

(8) 障害者の自立と社会参加を促進するため、企業等に対し、障害者を積極的に雇用してもらうとともに、障害のある人もない人も共に働ける職場づくりを進めてもらうよう啓発活動を推進する。

(9) 学校教育

- ・ すべての児童・生徒が、障害についての理解と認識を深め、一人ひとりを大切にする人権教育を推進する。
- ・ 障害のある子ども一人ひとりがその可能性を最大限に発揮し、ノーマライゼーション社会の実現の担い手として自立し社会参加することを目指し、一人ひとりのニーズに応じた教育の充実に努める。
- ・ LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等の子どもをはじめ、障害のある子どもの就学前から卒業後までの生涯にわたる総合的な支援を行うために、既存の組織を活用し、関係機関との連携を充実するなど、効果的な支援体制を構築する。
- ・ 「企業就職」を希望する高等部生徒や保護者からのニーズに応えるために開設した高等部職業学科において、働く意欲を培い、働くためのより専門的な知識や技能を身につけ、産業現場等での実習を活用するなど、卒業後を見据えた教育の拡充を図る。

(10) 保育

保育所においては、障害のある子を積極的に受け入れ、障害のある子もいない子どもともに育ち合う保育を目指す。障害のある子に対しては、その発達状況を考慮しながら援助指導することで、能力を伸ばし、生きていく力を育て、また、障害のない子に対しては、障害のある子への理解を深め、尊重し合い、共に生きていくという心を育てていく。

【 5 同和問題】

1 導入

同和問題は、我が国固有の人権問題で、近世までの身分制社会に起因して、日本国民の一部の人々が近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、基本的人権に関わる重大な社会問題であり、その解決は国民的課題である。

2 現状と課題

同和問題については、その解決の重要性と緊急性から、一般施策を補完する特別施策としての同和対策事業を、施策の対象を同和地区又は地区住民に限定し、実施してきた。この結果、同和地区住民、関係団体との努力とがあいまって、その住環境や生活実態は大きく改善されたことから、本市では平成 13 年度(2001 年度)末をもって、特別施策としての同和対策事業を終結した。しかしながら、市民意識、教育、一部地区の環境改善など、同和問題を解決するうえでの課題が残されており、また、この他にも、同和地区においては、人口の減少や少子高齢化の急速な進展など、地域コミュニティを形成するうえでの現代社会の課題が特に顕著に現れている。

(1) 偏見、差別

市民意識については、市民の人権問題に関する意識はかなり高まってきたとはいえ、現実には、結婚や就職に際して同和地区出身者との関係を避けようとする身元調査、差別落書き、インターネット上の掲示板等への差別的記事の掲載など、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が後を断たない状況があり、今なお、同和問題に対する偏見や差別意識は社会に根強く残っている(文化市民局)。

また、市民に同和問題についての誤った認識を与える「えせ同和行為」が依然として存在し、同和問題解決の障害となっている。

(2) 教育

これまでの同和教育の取組により、同和地区児童・生徒の学力・進路の実態は、高校進学率に象徴されるように、大きく向上した。しかしながら、学年進行に伴い低学力層に偏る傾向、高校非卒業率、大学進学率の格差などの課題が残されている。

また、経済的にも教育・文化的にも厳しい条件におかれている家庭の割合はむしろ増加してきている。

3 動向

< 国 >

昭和 40 年(1965 年)	同和対策審議会答申
昭和 44 年(1969 年)	「同和対策事業特別措置法」施行
昭和 57 年(1982 年)	「地域改善対策特別措置法」施行
昭和 62 年(1987 年)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地対財特法」という。)」施行
平成 8 年(1996 年)	地域改善対策協議会からの意見具申
平成 14 年(2002 年)3 月	地対財特法失効

< 市 >

大正 8 年(1919 年)	同和地区内に託児所設置
昭和 26 年(1951 年)	オールロマンス事件
昭和 27 年(1952 年)	「今後における同和施策運営要綱」策定
昭和 44 年(1969 年)	「京都市同和対策長期計画」策定
昭和 54 年(1979 年)	「京都市同和対策各地区総合計画(案)」策定

昭和 62 年(1987 年)	「同和問題の解決を目指す京都市総合計画(案)」策定
平成 8 年(1996 年)	「今後における京都市同和行政の在り方について」意見具申
平成 14 年(2002 年)1 月	「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」策定
平成 14 年度(2001 年度)3 月	特別施策としての同和対策事業終結

* 教育の分野においては、長期欠席・不就学解消という就学の条件づくりのための取組を出発点として、学力向上を至上目標とする「同和教育方針」に基づき、実質的な教育の機会均等を保障する取組を進めてきた。また、進路保障の一環としての奨学金等の事業を実施するとともに、家庭における学習条件の不十分さを補うための施設として学習センターを設置してきた。

4 本市の方策

今後は、地域や対象を限定せず、住民一人一人の置かれている状況を踏まえた課題に焦点を当てることにより、個々のニーズに応じた一般施策を的確に実施し、今日までの大きな成果が損なわれることがないように取り組む。

(1) 偏見、差別

これまで京都市は、同和問題の解決するうえで、市民啓発活動を施策の重要な柱として位置付け、全庁的な取組として進めてきた。これまでの市民啓発活動で培ってきた成果は、京都市の人権啓発活動の基盤となってきた。今後も、人権文化の構築を目指した取組として発展的に再構築する中で、同和問題を重要課題の一つとして位置付け、講演会などの学習機会の提供やNPOの活動に対する支援など市民の自主的な学習活動の促進に焦点を当てた取組を進める。

児童、生徒の保護者一人ひとりが人権尊重を日々の生活で実践し、人権問題の解決に向けて主体的な役割を果たすことを目指した効果的な啓発活動を推進するため、人権問題を一層自分の問題として捉え、解決への実践に生かされるよう取組の質的充実を図っていく。

(2) 企業啓発

企業等に対して、就職の機会均等を保障した公正な採用選考の実施に取り組んでもらうとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深めてもらうよう、啓発活動を進める。

(3) コミュニティセンターの活用

市は、昭和 11 年(1936 年)、同和地区に隣保館を設置し、身近な行政機関として、生活相談をはじめ、生活実態の把握等に努めるとともに、各種事業を通じて、住民の社会的、経済的、文化的生活の向上に大きく寄与してきた。

平成 14 年度(2002 年度)に本市の特別施策としての同和対策事業が終結したことに伴い、「隣保館」を「コミュニティセンター」とし、市民相互の交流を図るための事業を行うことにより、コミュニティ活動を振興する施設として位置付けた。

今後は、「市民の自主的な取組の支援」(自主的な地域福祉や生涯学習の活動等の支援に視点を置いた取組)、「市民相互の交流と共生」(自主的な地域福祉や生涯学習の活動等を基盤とした地域の交流とコミュニティ活動の形成に視点を置いた取組)、「人権尊重のまちづくり」(人権文化を尊重する考え方が根付いていくことに視点を置いた取組)を視点として、人権文化の息づくまちづくりを進めるための市民の交流と地域コミュニティ活動の拠点とするとともに、人権文化の発信の拠点として強く位置付ける。

(4) まちづくり

「パートナーシップによる住環境整備指針」に示された方針・方向性に基づき、地区住民とのパートナーシップの下、各地区の実態を踏まえた良好な居住環境の形成、健全なコミュニティの維持・発展、周辺地域との交流を図り、「住み続けられるまち」を目指して住環境整備施策を展開していく。

(5) 学校教育

同和地区児童・生徒の自己実現に向け，自らの力で進路を切り拓く確かな学力の定着を図るとともに，すべての児童・生徒に人権尊重を基盤とした同和問題認識を深め，同和問題をはじめとする人権問題解決への実践的態度を培う。

(6) 保育

- ・ 一人ひとりの子どもたちの豊かに伸びる可能性を引き出し，主体的に生きる力をつけるた
め，保護者とともに子どもの成長発達を共通認識しながら保育を進めていく。
- ・ 保育所が多くの子どもたちや保護者，住民の集い交流する場となりつつあることから，同和問題や人権問題に関する啓発を通して，豊かな人の輪を大切にした人権尊重のまちづくりに寄与していく。

【 6 外国人の人権】

1 導入

本市における外国人登録者数は4万3千人余で、近年は、ほぼ横ばいの状態にある。

また、韓国・朝鮮籍の登録者数が減少傾向にある一方で、留学生や就学生、中国からの帰国者の家族等をはじめ、中国籍やフィリピン籍等の新定住外国籍市民は増加する傾向にあり、民族、国籍が多様化している。

京都に住む外国人を同じ市民(外国籍市民)として受け入れ、すべての人々の人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けた取組を推進していく。

2 現状と課題

(1) 教育

外国人学校は、税制上の優遇措置や助成金等において、学校教育法第1条に規定される学校と格差があり、また、一部の外国人学校に対しては、学校単位での大学入学資格が認められていないなどの問題を抱えている。

(2) 就職

在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国籍市民に対する偏見と差別意識から、就職の機会均等の保障が充分になされておらず、また、在留資格や言葉の問題から不安定な雇用状況が見られる。

(3) 住宅

外国人だからという理由だけで入居を拒否されることや、言葉や生活習慣の違いから、隣人等との間でトラブルが発生していることがある。

(4) 福祉

制度上、無年金の状態に置かれている外国籍市民が存在している。

また、在日韓国・朝鮮籍市民には、高齢化に伴う日本語を理解する能力の低下や食事等、文化の違いからデイケア施設等で十分な福祉サービスを受けられないケースが見受けられる。

(5) 多言語での情報提供

新定住外国籍市民を中心に、言葉の問題から、行政サービス等の情報を収集できず、適切な行政サービスを受けられていないことや医療機関等で、適切な医療行為が受けられないなどの問題がある。

(6) 地方参政権

外国籍市民には、地方参政権が認められておらず、また、そのために民生・児童委員等に就くことができないため、地域社会への参画が十分に果たせていない。

(7) 学校教育

- ・ 在日韓国・朝鮮人児童・生徒のうち、本名を使用している者は、まだ少なく、自分が「在日韓国・朝鮮人」であることを知られるのを恐れたり、そのことを知らないままに、通名(日本式指名)を使用している児童・生徒もいて、その背景には民族差別・偏見が強く残っているものと考えられる。
- ・ 中国帰国児童・生徒をはじめ、日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対しては、日本語教室の開設や、ボランティアによる日本語指導を行っている。しかし、学習言語の習得や日本語の理解が十分でない保護者との意思疎通などの多くの課題がある。

3 動向

<国>

- 昭和 59 年(1984 年) 国籍法改定により父母両系主義を導入
- 平成 12 年(2000 年) 外国人登録法の改正による指紋押捺制度の全廃等が実現(4月~)
- 平成 16 年(2004 年) ・外国人学校卒業生への大学入学資格認定
・学校教育法施行規則の改正による外国人学校卒業生(一部を除く)への大学入学資格付与)

<市>

- 平成 6 年(1994 年) ・外国籍市民重度障害者特別給付金の支給開始
・京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業開始
- 平成 9 年(1997 年) 「京都市国際化推進大綱」の策定
- 平成 10 年(1998 年) 「京都市外国籍市民施策懇話会」を創設
- 平成 11 年(1999 年) ・高齢外国籍市民福祉給付金の支給開始
・希望する外国籍児童・生徒を対象として卒業証書の発行年月日に西暦を表記
・「指導の重点」に外国人教育の項目を設定
・京都市立小中学校外国人児童・生徒等に対する日本語指導講師派遣
- 平成 12 年(2000 年) ・在日韓国人を小学校教員として採用
・在日韓国人を中学校教員として採用
・外国籍市民施策懇話会ニュースレターの発行(8月~)
- 平成 13 年(2001 年) 市職員の採用に係る国籍要件の緩和
- 平成 16 年(2004 年) 医療通訳派遣事業の実施

4 本市の方策

(1) 外国籍市民に対する偏見や差別意識を解消するためには、国籍や文化の違いを越えて互い理解を深めることが必要である。また、法制度上の格差等に起因する問題については、関係者が問題点を把握し、必要に応じて施策に反映することが必要であることから、以下のような取組を進めていく。

- ・異文化理解の促進を目的として、外国籍市民も含めたすべての市民が交流できる機会を提供するとともに、市民が自ら学習することにより、外国籍市民が抱えている問題や課題等を知り、人権感覚を向上させることができるよう、講演会の開催やメディア、印刷物等を活用した啓発活動を実施していく。
- ・言葉や日本の文化、習慣、行政制度等に不案内な外国籍市民のために、弁護士や行政書士等による相談窓口の整備を行うとともに、行政施策に関する情報の多言語パンフレットの発行や FM 放送を利用した英語による情報の提供などを行うとともに、医療現場における言葉の障害の解消を目的とした医療通訳の派遣など、NPO 等の民間団体やボランティアとの連携により、それぞれの外国籍市民の置かれた状況に応じたきめ細かな対応を行っていく。
- ・外国籍市民に関する諸問題について本市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として「京都市外国籍市民施策懇話会」を設置し、外国籍市民の市政への参画を促進していく。

(2) 学校教育

- ・「すべての人々が民族や国籍のちがいを認め合い、共に生き、共に発展していく社会の実現」を目指し、すべての児童・生徒に、民族や国籍のちがいを認め、相互の主体性を尊重

し、共に生きる国際協調の精神を養う。また、同時に日本人児童・生徒の民族的偏見を払拭し、在日韓国・朝鮮人児童・生徒をはじめとする外国人児童・生徒の学力向上を図り、進路展望を高め、民族的自覚の基礎を培う。

- ・ 中国帰国児童・生徒や日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対しては、日本語能力の向上や学力の定着とともに、円滑な日常生活を目指し、家庭との連携を図りながら、学校体制としての取組を充実させる。

(3) 企業啓発

企業等に対して、就職の機会均等を保障した公正な採用選考の実施に取り組んでもらうとともに、外国人労働者に対しても適正な労働条件を確保するよう、啓発活動を進める。

(4) 保育

外国籍の子どもに対して、保育所保育を実施するに当たっては、家庭との緊密な連携のもと、外国籍児童の人権に十分配慮するとともに、子どもたち同士が文化の違いを認め合い、お互いを尊重しあえる心を育てることを図っていく。また、保育内容の中に外国の絵本を教材に取り入れるなど、乳幼児期から多様な文化に触れる取組を行う。

【7 HIV感染者，エイズ患者等感染症患者等の人権】

1 導入

感染症に対する不正確な知識，思い込みにより，感染症患者への偏見や差別意識が生じ，その家族も含めて，様々な人権に係わる問題が生じている。

2 HIV感染者，エイズ患者について

(1) 現状と課題

ア 世界各国でエイズ患者・HIV感染者が急増する中，わが国におけるエイズ患者，HIV感染者の数も，先進国の中で唯一増加傾向が見られ，積極的な予防施策を講じることが急がれている。

平成 15 年(2003 年)日本でのエイズ患者 336 件，HIV感染者 640 件

イ また，エイズに関する誤解や他人事とする意識等により，患者・感染者及びその家族が，診療拒否，採用拒否，解雇，賃貸住宅への入居拒否等不当な扱いを受けるなどの事象が生じている。

ウ 学校教育だけでなく，学校・家庭・地域が連携したエイズ教育（性教育）の充実が重要となっている。

(2) 動向

< 国際 >

昭和 63 年(1988 年)WHOは，世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として，12 月 1 日を“World AIDS DAY”(世界エイズデー)と定め，エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。

平成 8 年(1996 年)から，WHOに代わって国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承している。

< 市 >

エイズについての正しい知識の普及と患者・HIV感染者の人権擁護のための啓発活動を推進するため，平成 7 年「京都市エイズ対策基本方針」策定し，京都市HIV感染症対策協議会の議論を経て，すべての市民に対し，あらゆる機会を捉えた啓発を推進している。

また，本市では，UNAIDS（国連合同エイズ計画）が提唱する「世界エイズデー」に賛同し，12 月 1 日を中心にエイズに関する正しい知識等についての普及活動を積極的に推進し，エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消に努めている。

平成 14 年(2002 年) 文部科学省の「エイズ教育（性教育）推進地域事業」の指定
～ 16 年)

平成 14 年(2002 年) 性教育・エイズ教育指導資料を作成

(3) 本市の方策

ア マスメディア等を活用し，正しい知識の普及と患者・感染者の人権擁護についての広域的な啓発を推進する。

イ 教育現場において，発育段階に応じ，性教育と関連させつつ，人権尊重の考え方を踏まえた教育を推進する。

ウ 企業等に対して，社員教育の場や社内広報媒体等を使って積極的に正しい知識の普及，患者・感染者のプライバシー保護と人権擁護についての啓発への働きかけを推進する。

エ 各種団体や地域社会に対して，それぞれの情報ルートを使った啓発や研修会の開催への働きかけを推進する。

オ 外国語の冊子を作成し，外国人に対する啓発を推進する。

カ 患者・感染者が安心して受けられる医療体制を確立していく。

キ 性行為による感染が急増している現状から，若年層を中心とした感染防止のための啓発活動を強化し，検査・相談体制についても，市民がより受けやすい体制づくりを推進する。

ク 子どもたちの性に関する意識や実態を的確に把握し，実態に即したエイズ教育(性教育)を，学校・家庭・地域の連携の下に推進していく。

3 その他の感染症

他にも腸管出血性大腸菌 0157 による患者等，感染症については，誤った知識や先入観により社会生活から排除するという事象がある。患者等を社会から切り離すといった視点で捉えるのではなく，疾病や感染防止に対する正しい知識を普及させるとともに，患者等の人権を尊重し，一人ひとりが安心して医療を受けて早期に社会に復帰できる等の健康な生活を営むことができる権利，個人の意思の尊重，自らの個人情報を知る権利と守る権利等に配慮していくことが重要である。

【 8 ホームレスの人権】

1 導入

ホームレスとは、「都市公園，河川，道路，駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし，日常生活を営んでいる者」（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条）をいう。平成15年1月～2月に国により実施された調査によると，全国581市町村におけるホームレスの数は25,296人であり，本市においては624人と，政令指定都市（東京都23区を含む）の中で，5番目の数となっている。

2 現状と課題

現在の厳しい経済情勢等により，自立の意思がありながら，ホームレスとなることを余儀なくされている人々が多数存在し，就業の機会がないために失業状態にあたり，食事の確保や健康面での問題を抱えるなど，健康で文化的な生活を送ることができない状況にある。また，ホームレスとなった人々に対する暴力や嫌がらせ，偏見や差別意識による排除等，地域社会とのあつれきから生じる人権にかかわる重大な問題が発生している。

3 動向

< 国 >

平成14年(2002年)8月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行

平成15年(2003年)7月「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定

< 市 >

平成16年(2004年)8月「京都市ホームレス自立支援等実施計画」策定

4 本市の方策

「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に，「取組の三つの柱」を定め，施策を推進している。

(1) 自立支援施策の推進

就労による自立意欲と能力を有するホームレスに対し，宿所及び食事の提供，健康診断，職業相談を中心とした各種相談を実施し，就労による自立を支援する「自立支援センター」の設置（2004年11月）を中心とした，自立支援施策を推進している。

(2) 総合的な支援

就業の機会の確保を始めとして，安定した居住場所の確保や保健及び医療の確保，生活に関する相談や指導等の総合的な自立支援を講じるため，関係行政機関が密接に連携し，個々のホームレスの状況に応じた自立支援施策を推進している。

(3) 地域社会における理解と民間団体等との連携による支援

ホームレスに対する偏見や差別，嫌がらせ等の発生は，ホームレスの実情についての理解が不足していることに起因する場合が多く，人権研修会の開催等により，地域での人権啓発・教育を図るとともに，ホームレスに対する支援活動を実施している各種民間団体等と積極的に意見交換や情報交換に努めていく。

【 9 現代の人権課題】

先に掲げた重要課題のほか社会情勢の変化等に伴い、人権に関する様々な課題が発生している。

1 性同一性障害者

性同一性障害とは、生まれながらの自分の体の性と心の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状況をいい、認知はされつつあるが、まだまだ社会の理解は低いというのが現状である。そのため、外見と戸籍上の性別との不一致による様々な偏見や差別にさらされ、当事者自身が精神的な苦痛を受けるだけでなく、社会参加が困難な状況に置かれている。

性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 16 年(2004 年)7 月 16 日施行）により、一定の要件のもとに、家庭裁判所の審判による民法等における性別の取扱いの変更が認められることとなった。

2 ハンセン病患者・元患者

ハンセン病はらい菌による感染症であるが、感染による発病の可能性は低く、また、治療法も確立している。発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、平成 8 年(1996 年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。平成 13 年にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認めた下級審判決が出されるに至ったが、患者・元患者は、長期に渡り家族や社会から隔離されてきただけでなく、現在においても、高齢化による社会への復帰が極めて困難な状況にある。さらに、最近のハンセン病患者に対する宿泊拒否等の事例に見られるように、偏見・差別意識が解消されていないのが現状である。

3 刑を終えて出所した人

本人の真摯な更生の意欲がある場合でも、一般の人の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい現実がある。

4 犯罪被害者等

マスメディアによる行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する関心が高まっている。犯罪被害者等は当事者である立場から、精神的にも経済的にも自ら被害を訴えることが困難な場合が多く、泣き寝入りせざるをえない状況にある。

5 アイヌの人々

民族としての歴史やアイヌ語、独自の伝統、文化に対する理解と認識が不足し、アイヌの人々の民族としての存在や誇りを尊重する考え方が欠如していることなどがある。

6 プライバシーの侵害

現在の情報化社会においては、本人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されている。また、それだけでなく、身元調査のように、差別的な行為につながる場合については、加重的な人権侵害を引き起こすこととなっている。

7 インターネットによる人権侵害

インターネット利用者の急激な増加により、ホームページにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板を利用した不特定多数の利用者による情報の交換等において、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等が一方的に掲載されるなど、重大な人権侵害が頻発しているが、法的な規制が追いついていない状況にある。

< 本市の方策 >

これらの人権侵害には、人がそれぞれに持つ異なった生まれや生き立ち、社会生活の態様などに対して「自分と違うもの」として排除しようとする意識が、その背景としてあるだけでなく、科学的合理的根拠のない先入観や思い込みなどが原因となっている。

本市では、市民一人ひとりが、個々の人権問題について正しい知識を持つと同時に、それを自分自身の問題として捉え、自ら考え、対処する力を養えるよう、講演会等の啓発活動、自主的な取組の支援を積極的に行う。

また、インターネットによる人権侵害については、これまでプロバイダーに対する削除依頼等を行ってきたものであり、引き続いて、関係機関と連携を図りながら対応を行っていく。